

第3期報告書

自 2019年4月1日

至 2020年3月31日

高松空港株式会社

事業報告

2019年4月1日から

2020年3月31日まで

1. 会社の現況

(1) 事業の経過及び成果

当期における我が国経済は、企業収益は高水準で推移するとともに個人消費の持ち直しが見られる等、景気は緩やかな回復基調が継続する状況となりましたが、年度末にかけて新型コロナウイルス感染症の影響により急激に悪化し、非常に厳しい状況となりました。

そのため、航空業界においては、昨年度に引き続き、訪日外国人の増加等により、航空需要は堅調に推移していたものの、年度末より新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって世界各国における入国制限措置や国内の外出自粛等の影響で国内外の移動需要が急速に減退しました。

このような環境の中、当社は2018年4月1日より国から空港運営事業等を引き継ぎ、航空管制・CIQ（税関・出入国管理・検疫）を除く高松空港全体の一体運営を開始しておりますが、昨年度に引き続いて当期においても空港運営業務の引き継ぎを進めるにあたって業務フロー及び人員体制の整備を進めており、支障なく業務を遂行しております。また、2019年10月に当社を存続会社とする高松空港ビル株式会社との合併を実施し、一体となって新事務所での執務を始めるなど、事業計画達成の確度を上げるために、業務効率化や組織のフラット化を早期に行うべく取り組んでおります。

当社は、2018年2月に策定したマスタープランにおいて「アジア・世界とつながる、四国瀬戸内No. 1の国際空港 ～複数のLCCの拠点化を進め、旅客数307万人を達成～」を15年後の将来イメージと定め、この実現に向けて取り組んでおります。当期における高松空港の航空旅客数につきましては、国内線は173万人、国際線は29万人、合計で202万人となり、昨年度に引き続き200万人を超えたものの、日韓関係の影響による2019年9月以降のソウル便旅客減少に加え、年度末にかけて新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことにより、2018年度を下回る旅客数となりました。この状況に加え、会社合併による影響により、売上高は1,476百万円を計上し、632百万円の営業損失となったものの、会社合併に伴う抱合せ株式消滅差益の発生により、353百万円の当期純利益となりました。

(2) 設備投資の状況

当期の投資は総額1,117百万円で、主なものは、空港利用者用の立体駐車場の建設に係る公共施設等運営権更新投資等であります。

(3) 企業再編等の状況

2019年10月1日付で、当社を存続会社、当社子会社である高松空港ビル株式会社を消滅会社とする吸収合併を行っております。

(4) 直前2事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第1期 (2018年3月期) | 第2期 (2019年3月期) | 第3期 (当期) (2020年3月期) |
|---------------|-------------------|-------------------|---------------------------|
| 売上高(百万円) | - | 830 | 1,476 |
| 経常利益(百万円) | △245 | △738 | △609 |
| 当期純利益(百万円) | △246 | △739 | 353 |
| 1株当たり当期純利益(円) | △30,591 | △89,373 | 42,727 |
| 総資産(百万円) | 8,083 | 8,551 | 9,287 |
| 純資産(百万円) | 8,030 | 7,290 | 7,644 |
| 1株当たり純資産(円) | 970,215 | 880,842 | 923,569 |

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

| 会 社 名 | 資 本 金 | 当社に対する議決権比率 | 主な事業内容 |
|----------|------------|-------------|------------------|
| 三菱地所株式会社 | 142,147百万円 | 73.08% | 不動産の開発、賃貸、 管理 |

(注)当社は、親会社の使用人を当社の役員及び使用人として受け入れております。

② 子会社の状況

該当ありません。

(6) 対処すべき課題

当社は、将来イメージである「アジア・世界とつながる、四国瀬戸内No.1の国際空港 ～複数数のLCCの拠点化を進め、旅客数307万人を達成～」実現に向け、旅客数増加に向けた受入環境の整備や利用者の利便性向上等に以下の通り取り組んでおります。

① 旅客数・取扱貨物量の増加

高松空港エアライン誘致等協議会を中心に自治体や地域と一体となったエアライン誘致体制を構築して継続的な営業活動を実施する等、エアラインマーケティングを行っていくほか、バス事業者をはじめとした空港からの二次交通事業者と連携し、空港アクセスの強化に取り組んで参ります。

② 利用者の利便性向上

駐車場施設に関しては、ピーク時期における利便性向上や今後の旅客数増加を見据え、2019年4月に新たに立体駐車場が竣工致しました。また、旅客ターミナルビルのリニューアルや増築など、旅客数・取扱貨物量の増加並びに利用者の利便性向上を行うための空港活性化を目的とする設備投資についても、新型コロナウイルス感染症に伴う当社経営への影響等を踏まえ、時期・内容等を精査しつつ、実施に向け取り組んで参ります。

一方で、新型コロナウイルス感染症が当社の業績に与える影響は非常に大きく、2020年度当初時点では、その終息時期が全く見通せない状況にあるものの、引き続き空港運営上最も重要な事項である安全安心な運営の実施体制を構築しつつ、旅客ビル施設に関する修繕・更新など空港機能維持を目的とする設備投資は継続して行って参ります。

また、新型コロナウイルス感染症の終息後を見据え、まずは自治体や地域と一体となりながら旅客数の回復に向けて事業を進めるとともに、マスタープランの実現に向け、継続して取り組んで参ります。

(7) 主な事業内容

当社は高松空港の運営等（運営および維持管理ならびにこれらに関する企画を行い、同空港の利用者などに対するサービスの提供を含む。）およびこれに関連する事業を行っています。

(8) 主要な事業所

本 社 香川県高松市香南町岡1312番地7

(9) 使用人の状況（2020年3月31日現在）

| 使用人数(前期末比増減) | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|--------------|-------|--------|
| 60名(31名増) | 43.8歳 | 6.3年 |

(注1) 契約、パート、アルバイト及び派遣社員を含んでおりません。

(注2) 前期末比人数増は、高松空港ビル株式会社合併等によるものです。

(10) 主な借入先の状況（2020年3月31日現在）

| 借入先 | 借入残高 |
|---------------|--------|
| みずほ銀行 | 250百万円 |
| 日本政策投資銀行 | 200百万円 |
| 伊予銀行 | 200百万円 |
| 百十四銀行 | 150百万円 |
| 農林中央金庫 | 100百万円 |
| 民間資金等活用事業推進機構 | 100百万円 |
| 香川銀行 | 100百万円 |

2. 株式の状況（2020年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 10,000株
- (2) 発行済株式の総数 8,277株
- (3) 株 主 数 6名
- (4) 株 主

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|----------|---------|---------|
| 三菱地所株式会社 | 6,049 株 | 73.08 % |
| 大成建設株式会社 | 1,000 株 | 12.08 % |

| | | |
|-------------------|-------|--------|
| 香 川 県 | 578 株 | 6.98 % |
| パシフィックコンサルタンツ株式会社 | 400 株 | 4.83 % |
| 高 松 市 | 249 株 | 3.01 % |
| シンボルタワー開発株式会社 | 1 株 | 0.01 % |

3. 会社役員の状態（2020年3月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の状態

| 会社における地位 | 氏 名 | 担当及び重要な兼業の状況 |
|-----------|---------|---|
| 代表取締役社長 | 小 幡 義 樹 | |
| 常 務 取 締 役 | 金 盛 将 和 | 企画管理部担当 |
| 常 務 取 締 役 | 小 菅 光 裕 | 航空営業部、ビル事業部担当 |
| 常 務 取 締 役 | 草 刈 信 行 | 空港運営事業部担当 |
| 取 締 役 | 葛 西 克 彦 | 三菱地所株式会社 空港事業部長 |
| 取 締 役 | 嶋 野 崇 文 | パシフィックコンサルタンツ株式会社 社会イノベーション事業本部統括プロジェクトマネージャー |
| 取 締 役 | 西 原 義 一 | 香川県副知事 |
| 常 勤 監 査 役 | 細 松 英 正 | |
| 監 査 役 | 岡 本 英 明 | 大成建設株式会社 施設運営事業部 コンセプション事業室長 |
| 監 査 役 | 柿 崎 修 一 | パシフィックコンサルタンツ株式会社 事業管理部経理室長 |

- (注) 1. 2019年6月25日開催の定時株主総会及び取締役会において、新たに、小幡義樹氏が代表取締役社長に選任され、同日就任致しました。
2. 2019年9月30日をもって取締役坂口泰之氏は辞任により退任致しました。
3. 2019年10月1日に決議された臨時株主総会において、新たに、葛西克彦氏は取締役に選任され、同日就任いたしました。
4. 取締役嶋野崇文氏及び西原義一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。また、監査役岡本英明氏及び柿崎修一氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
5. 監査役柿崎修一氏は、パシフィックコンサルタンツ株式会社において経理を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
6. 2020年3月31日をもって常務取締役金盛将和氏、常務取締役小菅光裕氏、取締役葛西克彦氏は辞任により退任致しました。なお、2020年3月26日開催の臨時株主総会及び2020年3月30日開催の取締役会において、常務取締役として権藤茂樹氏、常務取締役として高田達也氏、取締役として藤岡雄二氏がそれぞれ選任され、2020年4月1日に就任しております。
7. 2020年3月31日をもって監査役岡本英明氏は辞任により退任致しました。なお、2020

年3月26日に決議された臨時株主総会において、栗原盾氏が監査役に選任され、2020年4月1日に就任しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分 | 員数(名) | 報酬等の額(千円) |
|--------------------|-----------|---------------|
| 取 締 役 (うち社外取締役) | 7 (2) | 25,299 (-) |
| 監 査 役 (うち社外監査役) | 3 (2) | 9,000 (-) |
| 合 計 | 10 (4) | 34,299 (-) |

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

| 区 分 | 氏名 | 重要な兼職先 | 重要な兼職先と当社との関係 |
|-------|---------|--|---------------------------------|
| 社外取締役 | 嶋 野 崇 文 | パシフィックコンサルタンツ株式会社 社会イノベーション事業本部統 括プロジェクトマネージャー | 当社は兼職先とシステム開発委 託等の取引関係があります。 |
| 社外取締役 | 西 原 義 一 | 香川県副知事 | 重要な取引その他の関係はあり ません。 |
| 社外監査役 | 岡 本 英 明 | 大成建設株式会社 施設運営事業部 コンセッション事業室長 | 当社は兼職先と施設設計建設発 注等の取引関係があります。 |
| 社外監査役 | 柿 崎 修 一 | パシフィックコンサルタンツ株式会社 事業管理部経理室長 | 当社は兼職先とシステム開発委 託等の取引関係があります。 |

② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分 | 氏名 | 主な活動状況 |
|-------|---------|--|
| 社外取締役 | 嶋 野 崇 文 | 当事業年度に開催された取締役会すべてに出席し、主に総合コンサルティングについての過去の経験や実績に基づく見地から適宜質問するなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をおこなっております。 |
| 社外取締役 | 西 原 義 一 | 当事業年度に開催された取締役会の内1回を除き出席し、主に行政連携についての過去の経験や実績に基づく見地から適宜質問するなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をおこなっております。 |
| 社外監査役 | 岡 本 英 明 | 当事業年度に開催された取締役会のすべて、監査役会のすべてに出席し、取締役会においては、主に総合建設業における過去の経験や実績に基づく見地から適宜質問するなど、取締役の職務執行の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をおこなっております。また、監査役会においても、主に総合建設業における過去の経験や実績に基づく見地からの意見を述べ、監査結果についての意見交換、監査 |

| | | |
|-------|------|---|
| | | に関する重要事項の協議等を行っております。 |
| 社外監査役 | 柿崎修一 | 当事業年度に開催された取締役会の内1回を除き、また、監査役会のすべてに出席し、取締役会においては、主に経理業務についての過去の経験や実績に基づく見地から適宜質問するなど、取締役の職務執行の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をおこなっております。また、監査役会においても、主に経理業務についての過去の経験や実績に基づく見地からの意見を述べ、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 |

4. 会計監査人の状況（2020年3月31日現在）

会計監査人の氏名 EY新日本有限責任監査法人

5. 業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制の整備等について、取締役会にて決議している「内部統制システム構築の基本方針」の概要は次のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
- ②取締役会は、内部統制システム構築の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。
- ③取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行う。
- ④取締役は、各監査役が監査役会で定めた監査方針・計画のもと、監査を受ける。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び三菱地所グループで共有する情報管理関連規程等に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。また、必要に応じ社内規程を制定し、適時見直し等の改善をする。

(3) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社及び子会社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する事項を「取締役会規程」に定めるほか、必要に応じ社内規程を制定する。
- ②当社及び子会社の取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ的確な経営情報把握に努める。

(4) 当社の使用人並びに子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社及び子会社は、当社の使用人並びに子会社の取締役及び使用人がコンプライアンスの徹底を実践できるように「三菱地所グループ基本使命」、「三菱地所行動憲章」、「三菱地所行動指針」を遵守する。

- ② 当社及び子会社は、「三菱地所グループコンプライアンス規程」に基づく各社コンプライアンス責任者を選任し、コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に行える体制を推進・維持する。
 - ③ コンプライアンスの違反等に関する事態が発生した場合は、代表取締役、取締役会、監査役会等に報告される体制を構築する。
 - ④ 当社は、コンプライアンスの違反やその恐れがある場合に、業務上の報告経路の他、社内外（常勤監査役・内部監査担当等）に匿名で相談・申告できる「ヘルプライン」を設置し、事態の迅速な把握と是正に努める。
- (5) **当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
- ① 当社及び子会社は、「三菱地所グループリスクマネジメント規程」に基づく各社リスクマネジメント責任者を選任し、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各担当取締役及び各部長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。
 - ② リスク管理を円滑にするために、社内の規程を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定める。
- (6) **子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社並びにその親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- 当社及び子会社は、「三菱地所グループ基本使命」「三菱地所グループ行動憲章」「三菱地所グループ行動指針」を共有し、親会社である三菱地所株式会社の統括のもと、業務の適正を確保する。また、子会社の業務状況については、子会社より定期的に当社の取締役会に報告する。子会社の管理は、企画管理部長が統括し職務執行のモニタリングを行い、必要に応じて取締役会への報告を行う。
- (7) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- ① 当社は、取締役会は監査役会と必要に応じて協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができる。
 - ② 前号に定める使用人が配置された場合、補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。
 - ③ 取締役は前号に定める使用人が監査役の指揮命令に従う旨を他の使用人に周知徹底すると共に、当該使用人が監査役の職務を補助するために必要な時間を確保する。
- (8) **当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- ① 監査役は、取締役会以外にも幹部会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、当社及び子会社における重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受ける。
 - ② 取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項を監査役に報告する。
 - ③ 取締役及び使用人並びに当社の子会社の取締役及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法

令並びに定款違反行為を認知した場合、すみやかに、監査役に報告する。

- ④ 公益通報者保護法を踏まえて、「ヘルプライン」に関する規則を整備・運用すること等により、監査役に報告を行ったことを理由として、報告者が不利な取扱を受けないことを確保する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び監査役の職務の執行について生ずる費用に関する事項

- ① 監査役会は、代表取締役社長と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。
- ② 監査役は、会計監査人及び内部監査担当とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。
- ③ 監査役は、職務の執行上必要と認める費用について、会社に請求することができる。当社は、監査役の請求に基づき、監査役の職務の執行に必要な費用を支払う。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の主な運用状況は次のとおりであります。

- (1) 取締役会規程に基づき、取締役会を開催し、法令及び定款等に定められた事項や経営に関する重要事項について決定するとともに、定例の社内会議等において報告、審議を行い、迅速な意思決定を行うなど、業務執行の効率性を高めております。
- (2) 監査役会は、監査役会規程に基づき、監査役会を開催し、監査を実施しています。また、常勤監査役は、定例の社内会議等に出席するなど、取締役の職務執行、法令・定款等の遵守、内部統制の整備等を確認しております。